火薬類取締法施行規則

(完成検査の申請等)

- 第四十一条 法第十五条第一項 本文又は第二項 本文の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が行う完成検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十四の完成検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 産業保安監督部長又は都道府県知事は、<u>法第十五条第一項</u>本文又は<u>第二項</u>本文の完成検査において、製造施設が<u>法第七条第一号</u>の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるとき又は火薬庫が<u>法第十二条第三項</u>の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十五の完成検査証を、交付するものとする。

(指定完成検査機関が行う完成検査の申請等)

- 第四十二条 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第十五条第一項 本文又は第二項 本文」とあるのは「法第十五条第一項 ただし書又は第二項第一号」と、同条第一項 中「経済産業大臣又は都道府県知事が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と、同条第二項 中「産業保安監督部長又は都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。
- 2 <u>法第十五条第一項</u> ただし書又は<u>第二項第一号</u> の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若し 〈は占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地 を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならな い。

(指定完成検査機関の完成検査の報告)

第四十三条 <u>法第十五条第三項</u> の規定により、報告をしようとする指定完成検査機関は、様式第十七の 完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、完成検査をした製造所の所在地を管轄する産業保安 監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。